

中労委、昭50不再79、昭51.11.17

命 令 書

再審査申立人 X

再審査被申立人 品川燃料株式会社

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 再審査申立人X（以下「X」という。）は、昭和39年12月1日、品川燃料株式会社東京支店多摩営業所に臨時従業員として入社し、プロパンガス容器の管理事務を担当していたが、後記のように、同47年12月11日、入社時に遡って正社員として採用する旨の辞令の交付を受け、同48年9月9日定年退職し、退職後は嘱託として採用されなかった。

なお、Xは、正社員の資格取得が内定した同47年11月に品川燃料労働組合に加入している。

(2) 再審査被申立人品川燃料株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、プロパンガス、灯油等石油製品の卸販売、煉炭、豆炭の製造販売等を営むもので、従業員は、再審査結審時約1,000人である。

(3) 会社には、会社の従業員で組織する品川燃料労働組合（以下「組合」という。）がある。

2 Xが正社員となった経緯

- (1) 会社は、Xを採用する際、同人に対し臨時従業員として採用する旨を説明し、その了解を得るとともに、真面目に勤務すれば正社員と同じように定年まで雇用する旨を伝え、試用期間2カ月の条件付きで採用した。

なお、このときには文書による労働契約は締結しなかった。

- (2) Xは、試用期間経過後、会社に対し労働契約の締結を要望したが、会社は、労働条件は漸次良くすると説明するのみで、文書による労働契約の締結には応じなかった。
- (3) 会社と組合は、非組合員の範囲について労働協約（昭和43年11月1日付け）で次のように協定しているため、Xは、入社後、後記(5)の覚書を締結した昭和47年11月までの間、組合員でなかった。

○ 労働協約第7条（非組合員の範囲）

組合は次の各号の一に該当する従業員を組合員にしない。

1) ～ 3) 省略

4) 期間を定めまたは臨時に雇入れられる者（嘱託、臨時従業員）。但し、昭和39年9月1日現在において組合員である嘱託、または停年退職時において組合員であって引続き嘱託として雇入れられる者を除く。

5) ～ 6) 省略

- (4) Xは、勤務時間、年次有給休暇、欠勤の届出、会社の健康保険組合加入等、正社員と同様な就労条件で勤務していたが、昭和42年頃から同人の労働条件の改善を目的として、会社に対し、身分是正、給与、賞与、諸手当などを正社員並みに改善するよう再三要求したり、労政事務所や労働基準監督署に斡旋や調査を依頼するなどの活動を行った。また、同人は、昭和47年11月組合員となった以後も、終始一貫して、同人の労働条件の改善を要求して直接会社と折衝した。
- (5)ア 会社は、Xの要望に従い昭和47年7月頃から、同人を正社員とすることの検討を始めたが、同年11月に至り、次の内容の覚書を締結することを話し合い、合意をみたので、会社とXは同月25日覚書に調印した。

覚 書

別紙労働契約書を締結するにあたり下記の事項を確認し、今後、甲、乙円滑な雇用関係を維持してゆくものとする。

1. 昭和40年4月分より昭和47年10月分迄について会社が組合と協定した額を基準として算出された1,399,501円を支払い、これ迄の入社時以来金銭的問題等を全て精算する。

1. 昭和47年11月より給料支払については基準内賃金を次の通りとし、今後、昭和47年4月改正による就業規則並びに会社が定めた諸規定により乙は就労するものとする。

基準内賃金内訳

本 給	70,265円
勤続手当	360円
住宅手当	3,800円
家族手当	2,800円
計	77,225円

1. 退職金一時金については、昭和39年12月1日入社時より勤続年数を計算する。

以上

昭和47年11月25日

甲 品川燃料株式会社東京支店多摩営業所

所 長 B 1 ⑨

乙 X ⑨

イ 会社は、この覚書に基づき、Xに支払った昭和47年11月分給与から一定額の組合費を控除している。

(6) 会社は、前記(5)の覚書に基づき、昭和47年12月11日、Xに対し、同39年12月1日付けで社員（試用員期間2カ月）として採用し、東京支店多摩営業所第2課勤務を命ずる旨の辞令を交付した。

なお、Xの異動を含む人事異動に関する同47年12月11日付け社告にもその旨が記載されている。

(7) 会社とXは、昭和48年8月20日付けで「労働契約並びに身元保証契約書」（以下「労働契約書」という。）を締結したが、それには次のように記されている。

1. 労働契約

(1) 甲は乙を昭和39年12月1日身分事務正社員として採用し、就業規則、給与規程その他の当社諸規程に定めた労働条件により雇用する。

(2) 省 略

2. 身元保証契約

丙1 保証人（2親等内）

本籍地、現住所、職業、氏名、生年月日、本人との続柄。

（記載なし）

丙2 保証人

本籍地、現住所、職業、氏名、生年月日、本人との続柄。

（記載なし）

丙1、丙2は乙が甲との労働契約に於て定める就業規則、給与規程その他の諸規程の遵守義務を監督するとともに、万一乙が前記諸規程に違反し、または故意もしくは重大なる過失によって金銭上、業務上、信用上等の損害を甲に与えた場合には、丙1、丙2は乙に連帯して損害賠償の責を負うことを確約する。期限を5年とする。但し期間満了に際し更新できるものとする。

昭和48年8月20日

甲 品川燃料株式会社

取締役社長 B 2 ㊟

乙 X ㊟

3 定年退職後の嘱託不採用

(1) 会社は、昭和48年8月9日付け文書をもって、Xに対し、①就業規則第17条に定め

るところにより、昭和48年9月9日をもって年令満56歳を満了し、定年となる、②嘱託取扱規程第2条第1項但し書に定めるところにより、嘱託として採用しない旨を通知した。

そして、Xは、同年9月9日退職し、同月29日退職時の本給を基準とした退職金を会社から受領した。

(2) 会社の定年及び嘱託採用に関する規定は、次のとおりである。

ア 定年

○就業規則第17条（昭和47年4月1日改正）

従業員の定年は、満56歳満了の日とする。

但し、業務の都合により特に必要と認めた者は定年を延期し又は臨時従業員として引続き雇用することがある。

イ 嘱託

○嘱託取扱規程第2条第1項（採用）

嘱託の採用は次の場合による。

定年に達し退職する従業員が引続き会社業務に従事することを希望する場合。

但し、本人の健康状態、在職中の勤務成績その他に於て勤務不相当と認める者を除く。

○同第4条第1項本文（嘱託の期間、昭和47年4月1日改正）

嘱託Aは1年毎に契約を更新し、最高2年までとする。

4 金銭上の請求

(1) Xは、前記2の(5)の差額精算金1,399,501円の支払明細書を昭和47年12月18日、会社から受けとったが、同明細書中、給与の昇給差額分が、同年8月17日に会社から示された計算書の額より低いとして、同年12月18日、会社に対し「覚書」の差額精算金に関する部分を取り消す旨を通知した。

(2) その後、Xは、昭和48年9月差額精算金に関し、同人が改めて計算し直した給与、賞与、諸手当のほか家賃、慰謝料をも含む合計658万円余の支払いを求める調停を武蔵

野簡易裁判所へ申し立て、調停が8回行われたが、同49年10月2日不調となった経緯がある。

以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断

1 正社員昇格の取扱いについて

Xは、正社員昇格の取扱いに関する同人の救済申立ては除斥期間を経過した不適法なものであるから判断の対象とすることができないとした初審判断を争い、①除斥期間は、労働契約を締結し正社員の身分を取得した昭和48年8月20日の翌日から起算すべきであるから救済申立ては適法である、②会社が低賃金で、かつ、臨時従業員として雇用し8年間も正社員にしなかったのは、同人が入社直後から再三にわたり会社に対し正社員としての身分・給与の実現を要求したり、労働基準監督署にその斡旋を依頼し、又は職場施設の改善を訴えたりするなどの活動（同人はこれらの活動を“順法闘争”と称している。）を行ったことを嫌悪してのことである、③会社は、同人を長期間臨時従業員のままで非組合員としておくための労働協約を組合との間に締結したものである旨を主張する。

しかしながら、仮にその主張のように昭和48年8月20日に正社員になったものであるとしても、同日までのことは、本件救済申立てのあった昭和49年9月4日より1年余前の事柄であるから、これを内容とする本件救済申立ては除斥期間を経過した不適法なものといわざるをえず、これと同一の初審判断は結局相当であって、Xの主張は是認できない。

2 嘱託不採用について

Xは、定年後、会社が同人を嘱託として採用しなかったことは不当労働行為に該当しないとされた初審判断を争い、①定年後の嘱託採用は社員の既得権であるのに、会社は出勤率が悪いことを理由に採用を拒否したが、会社の真意は、在職中に行った“順法闘争”を嫌ってのことである、②定年退職日が昭和48年9月9日であるとしても、労働契約期間は、労働契約書に記載されているように同年8月20日から5年間であるから、同日から少なくとも3年間は嘱託期間として有効である旨を主張する。

しかしながら、Xが行ったという“順法闘争”の内容は前記第1の2の(4)に認定のとおりのものであり、この“順法闘争”なるものは、同人一個人としての立場から同人の給与等、その労働条件の改善を要求して行ったものと解され組合活動とは認め難く、他に組合活動と認めうるものもない。したがって、会社が定年後のXを嘱託として採用しなかったことについては、組合活動を理由とする不利益扱いとはいえ、これと同一の初審判断は相当と認められるので、他の主張について論ずるまでもなく、同人の主張は是認できない。

3 金銭上の請求について

Xは、正社員となったことに伴う給与の差額精算金等の金銭上の請求については不当労働行為制度の救済対象にはならないとした初審判断を争い、会社が同人を8年間も正社員にしなかったこと及び定年後に嘱託として採用しなかったことは不当労働行為に当たるから、①給与（給料、賞与、諸手当、給与カット分等）を入社時に遡り是正した額と既支給額との差額、②嘱託として就労した場合に支払われるべき給与の相当額、③職場の冷房設備の不備により生じた疾病の治療に要した費用のそれぞれを会社は支払うべきである旨を主張する。

しかしながら、正社員昇格及び嘱託不採用に関する会社の取扱いについては、上記判断の1及び2のとおり不当労働行為として救済されるものとは認め難いものであるから、これが不当労働行為の成立を前提とするXの前記主張は認め難く、初審判断は結局相当である。

以上のとおり本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、第27条及び労働委員会規則第55条の規定を適用して主文のとおり命令する。

昭和51年11月17日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎